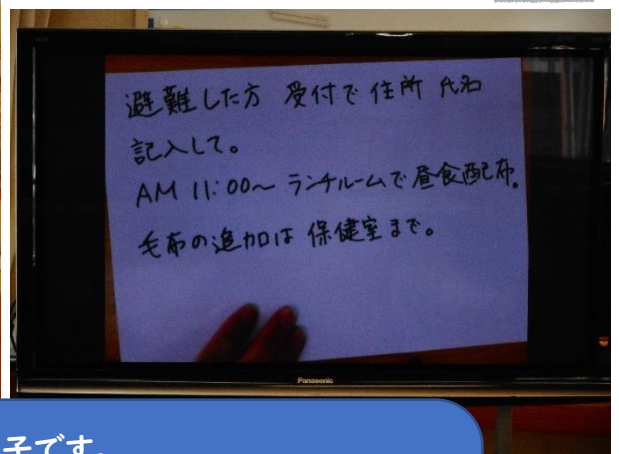


★福祉実践教室の紹介②【要約筆記編】〈聴覚障害理解〉

『耳が不自由な方には、「手話」がある。だから、手話さえ学べば、誰とでも会話ができるんだ。』・・・という訳ではありません。どうしてでしょうか？

耳が不自由と言っても、様々な方がいます。生まれながらにして、耳が聞こえない方（ろう）の場合や、何らかの事情で聴力を失った方（中途失聴者）の場合など、様々なケースがあります。

つまり・・・「耳が聞こえない人」＝手話ができるとはなりません。中途失聴者の方は、「音声言語」も身に付けているからです。そこで、「要約筆記」の登場です。話す内容を的確に、ポイントを絞って筆記する技術です。



30分間の聴覚障害を持つ方のお話を聞いた時の様子です。
30分間の内容を難聴者の方に、的確に伝えようと思うと、こ～んなに文字を書きます。
「一朝一夕に身に付く技術ではない」と担当者は感じました。
決して、嘘をつかず、書く内容は「正確に・丁寧に・簡潔に」。字の上手さではなく、心の温かさが大切です。「心のバリアフリー」ですね。